

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第18号

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程
の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程（平成28年大阪広域水道企業団管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
職務	補助者	職務	補助者
第2条第1号	事業管理部村野浄水場浄水調整課長	第2条第1号	事業管理部村野浄水場浄水調整課長
	事業管理部村野浄水場浄水運用課長		事業管理部村野浄水場浄水運用課長
	事業管理部村野浄水場保全課長		事業管理部村野浄水場保全課長
	事業管理部村野浄水場整備課長		事業管理部村野浄水場整備課長
	事業管理部庭窪浄水場浄水運用課長		事業管理部庭窪浄水場浄水運用課長
	事業管理部庭窪浄水場庭窪管理課長		事業管理部庭窪浄水場庭窪管理課長
	事業管理部庭窪浄水場大庭管理課長		事業管理部庭窪浄水場大庭管理課長
	事業管理部庭窪浄水場三島・万博管理課長		事業管理部庭窪浄水場三島・万博管理課長
	事業管理部送水管理センター所長		事業管理部送水管理センター所長
	事業管理部北部水道事業所所長		事業管理部北部水道事業所所長
	事業管理部北部水道事業所維持管理課長		事業管理部北部水道事業所維持管理課長
	事業管理部北部水道事業所送水課長		事業管理部北部水道事業所送水課長
	事業管理部東部水道事業所所長		事業管理部東部水道事業所所長
	事業管理部東部水道事業所維持管理課長		事業管理部東部水道事業所維持管理課長
	事業管理部東部水道事業所送水課長		事業管理部東部水道事業所送水課長
	事業管理部南部水道事業所所長		事業管理部南部水道事業所所長
	事業管理部南部水道事業所維持管理課長		事業管理部南部水道事業所維持管理課長
	事業管理部南部水道事業		事業管理部南部水道事業

	<u>所送水課長</u> <u>事業管理部四條畷水道センター所長</u> <u>事業管理部太子水道センター所長</u> <u>事業管理部千早赤阪水道センター所長</u>		所送水課長
(略)	(略)	(略)	(略)
同条第3号	<u>事業管理部四條畷水道センター所長</u> <u>事業管理部太子水道センター所長</u> <u>事業管理部千早赤阪水道センター所長</u>	同条第3号	指定しない。
同条第4号	<u>事業管理部水質管理センター所長</u> <u>事業管理部水質管理センター水質管理課長</u> <u>事業管理部四條畷水道センター所長</u> <u>事業管理部太子水道センター所長</u> <u>事業管理部千早赤阪水道センター所長</u>	同条第4号	<u>事業管理部水質管理センター所長</u> <u>事業管理部水質管理センター水質管理課長</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
同条第6号	<u>事業管理部村野浄水場浄水調整課長</u> <u>事業管理部村野浄水場浄水運用課長</u> <u>事業管理部村野浄水場保全課長</u> <u>事業管理部村野浄水場整備課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場浄水運用課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場庭窪管理課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場大庭管理課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場三島・万博管理課長</u> <u>事業管理部北部水道事業所所長</u> <u>事業管理部北部水道事業所維持管理課長</u> <u>事業管理部北部水道事業所送水課長</u> <u>事業管理部東部水道事業所所長</u> <u>事業管理部東部水道事業所維持管理課長</u> <u>事業管理部東部水道事業所送水課長</u> <u>事業管理部南部水道事業所所長</u> <u>事業管理部南部水道事業所維持管理課長</u>	同条第6号	<u>事業管理部村野浄水場浄水調整課長</u> <u>事業管理部村野浄水場浄水運用課長</u> <u>事業管理部村野浄水場保全課長</u> <u>事業管理部村野浄水場整備課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場浄水運用課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場庭窪管理課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場大庭管理課長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場三島・万博管理課長</u> <u>事業管理部北部水道事業所所長</u> <u>事業管理部北部水道事業所維持管理課長</u> <u>事業管理部北部水道事業所送水課長</u> <u>事業管理部東部水道事業所所長</u> <u>事業管理部東部水道事業所維持管理課長</u> <u>事業管理部東部水道事業所送水課長</u> <u>事業管理部南部水道事業所所長</u> <u>事業管理部南部水道事業所維持管理課長</u>

	事業管理部南部水道事業 所送水課長 事業管理部水質管理セン ター水質管理課長 <u>事業管理部四條畷水道セ ンター所長</u> <u>事業管理部太子水道セン ター所長</u> <u>事業管理部千早赤阪水道 センター所長</u>		事業管理部南部水道事業 所送水課長 事業管理部水質管理セン ター水質管理課長
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。